

最高裁秘書第966号

令和4年3月30日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年3月23日に答申（令和3年度（最情）答申第56号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第40号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和3年10月18日（令和3年度（最情）諮詢第40号）

答申日：令和4年3月23日（令和3年度（最情）答申第56号）

件名：最高裁判所の書記官が予納された郵便切手を上告人に返還したが、同人から受領書を受け取れなかった場合の取扱いが書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「最高裁判所の書記官が民事事件の上告棄却決定を送付した際に予納郵便切手を上告人に返還したにもかかわらず、当該上告人から受領書を受け取ることができなかった場合の取扱いが書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年9月13日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所の書記官が訴訟関係人に対し、予納郵便切手を返還したにもかかわらず、受領書を受け取ることができなかった場合の対応は、書記官が個別に検討し、対応しているところ、その際には高等裁判所事務局長等宛ての事務連絡（平成18年2月24日付け最高裁判所事務総局総務局第三課長及び同家庭

局第一課長事務連絡 「「郵券通達等の改正の概要について」等の送付について」。以下「事務連絡」という。) を参考にするなどして処理しており、改めて最高裁判所の書記官に対して訴訟関係人から受領書を受け取ることができなかつた場合の取扱いを記載した文書を作成又は取得せずとも、何ら支障は生じないことから、本件開示申出に係る司法行政文書を作成又は取得する必要はない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年10月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月18日 審議
- ④ 同年3月18日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 当委員会庶務を通じて確認したところ、最高裁判所の書記官が訴訟関係人に對し、予納郵便切手を返還したにもかかわらず、受領書を受け取ることができなかつた場合の具体的な取扱いは、当該書記官が個別の案件ごとに検討して対処していること、その際には高等裁判所事務局長等宛てに発出された事務連絡を参考にしていることが認められる。上記確認結果を踏まえれば、最高裁判所の書記官が訴訟関係人から受領書を受け取ることができなかつた場合の取扱いを記載した文書について作成し又は取得せずとも、上記取扱いに何ら支障は生じないことから、本件開示申出に係る司法行政文書を作成し又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2. 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子